

藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について
藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

2020年（令和2年）5月20日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和32年藤沢市条例第29号）
の一部を次のように改正する。

附則中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 令和2年9月30日までの間、第2条の規定により市長等に支給する給料の額は、第3条各号の規定にかかわらず、当該各号に定める額に、市長にあつては100分の80を、副市長にあつては100分の90を、教育長にあつては100分の95を乗じて得た額とする。ただし、第7条第1項に規定する退職手当の額の算出基礎となる給料月額については、第3条各号に規定する額とする。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響及びそのまん延防止のための措置の影響により厳しさを増している市民等の生活の状況に鑑み、常勤特別職職員の給料削減を図る必要による。